

長期使用契約

(選択約款)

(24時間業務用契約選択約款付帯契約)

2019年10月1日実施

越前エネライン株式会社

目 次

1. 目 的	2
2. この選択約款の変更	2
3. 用語の定義	2
4. 適用条件	3
5. 契約の締結	3
6. 料 金	3
7. 契約の変更又は解約	3
8. 契約の解約に伴う契約中途解約精算額	4
9. その他	4
付 則	4
(別表)	6

越前エネライン株式会社 長期使用契約（選択約款） （24時間業務用契約選択約款付帯契約）

1. 目的

この長期使用契約（選択約款）24時間業務用契約選択約款付帯契約（以下「この選択約款」といいます。）は、お客さまの長期間にわたるガス取引を保証していただくことによって、越前エネライン株式会社（以下「当社」といいます。）の収支の安定化、費用の削減を図り、当社の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の長期使用契約（選択約款）24時間業務用契約選択約款付帯契約によるものとし、(3) 及び (4) のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することが出来ます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「付帯契約」とは、ガス需給契約に付帯して締結する契約をいいます。
- (2) 主契約とは、この選択約款にもとづく付帯契約の対象となるガス供給約款で、4 (1) に定める選択約款にもとづく契約をいいます。
- (3) 「長期使用契約」とは、この選択約款にもとづきガス需給に関して締結する付帯契約をいいます。

- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課せられる消費税及び地方税法の規定により課せられる地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。
- (6) 「単位料金」とは、主契約における基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款による契約を申し込むことができます。

- (1) 24時間業務用契約選択約款を締結し契約年間使用量が6万 m^3 以上であること。
- (2) 主契約にもとづきガスを使用する需要であること。
- (3) 主契約の契約期間が5年間にわたってあるお客さまは3年間、5年未満のお客さまは5年間の選択約款にもとづく付帯契約を締結すること。

5. 契約の締結

- (1) この契約約款に関する契約は、お客さまと当社が協議の上、所定の契約書で締結したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は主契約の契約期間が5年間にわたってあるお客さまは3年間、5年未満のお客さまは5年間といたします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまのいずれからでもなんら意思表示がない場合には、契約はさらに3年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。お客さまは次の契約期間における契約内容を変更しようと希望する場合は、契約期間満了時の2ヶ月前までに当社に対してその旨を申し出なければならないものといたします。
- (3) 長期使用契約の締結は主契約の締結と同時に締結するものとします。
- (4) 当社は、お客さまがこの選択約款又は当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの契約に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

6. 料 金

各月の主契約の料金は、主契約で算定される単位料金から、別表の「長期使用契約割引単価」を差し引いたものを各主契約の単位料金として算定いたします。

7. 契約の変更又は解約

- (1) お客さまがこの選択約款を契約期間満了前に解約されようとする場合には、あらかじめその解約日を定めて、当社に連絡していただきます。なお、この場合、お客さまが当社に通知された解約日に解約されます。
- (2) 主契約が解約された場合は、長期使用契約も同時に解約されます。この場合、主契約の解

約日を長期使用契約の解約日といたします。

- (3) 長期使用契約期間中に主契約の契約条件が変更される場合は、契約期間中であっても、双方協議して長期使用契約を解約することができるものといたします。
- (4) 2（2）によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約できるものといたします。
- (5) 当社に解約違反があった場合、またお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなかった場合を含みます。）には契約期間中であっても相手方は契約を解約できるものといたします。
- (6) 前項においてお客さまに契約違反があった場合、解約日を含む料金算定期間の主契約の単位料金については、別表の「長期使用契約割引単価」の適用は行いません。

8. 契約の解約に伴う契約中途解約精算額

契約期間中において7（1）から（4）及び（5）でお客さまの契約違反で契約を解約した場合、以下の算式によって算定される金額を契約中途解約清算額としてお支払いいただきます。

ただし、解約と同時に新たに長期使用契約を締結する場合、又は当社がやむをえないと判断した場合はこの限りではありません。

$$\left[\begin{array}{c} \text{契約} \\ \text{中途解約} \\ \text{清算額} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{長期使用契約} \\ \text{期間中の主契約の} \\ \text{実績使用量} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{長期使用} \\ \text{契約} \\ \text{割引単価} \end{array} \right]$$

お客さまが以下に該当する場合には、そこに定める精算額をお支払いいただきます。精算額の支払期限は、当社からのガス使用を継続する場合には、精算額が発生していることを当社が確認した後、最初に支払い義務が発生する料金の支払期限と同一といたします。当社からのガス使用を廃止する場合には、廃止する日が属する期間の料金の支払期限と同一といたします。また、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。なお、精算額に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

$$\text{精算額に含まれる消費税等相当額} = \text{精算額} \times \text{消費税率} / (1 + \text{消費税})$$

（1円未満端数切捨て）

9. その他

その他の事項については、一般ガス小売供給約款を適用いたします。

付則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、**2019年10月1日**から実施いたします。

2. この選択約款の揭示

当社は、この選択約款を、当社ホームページ及び当社事務所において揭示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の長期使用契約（選択約款）24時間業務用契約選択約款付帯契約の内容及びその効力発生時期を周知します。

（別表）

長期使用契約割引単価	使用量 1 立方メートルにつき	6.60円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	-----------------	--------------------------